



第3章 子ども・子育て支援に関する様々な施策

1 次世代育成に向けた意識づくり

(1) 子育てを支える意識の向上

現状・課題

① 地域ぐるみで支え合う意識・気運づくりに向けた啓発が必要

次代を担う子どもたちを生み育てることは、個人の価値観の問題にとどまらず、地域社会の活力の維持に関わる問題です。子どもを望む人が安心して生み育てることができるよう県民一人ひとりが温かく見守り支えていくことが重要です。

このため、子ども・子育て支援を県民全体で考え、地域ぐるみで支え合う意識や気運づくりのために継続的に啓発することが必要です。

② 子どもや家庭の大切さを理解するため、乳幼児とふれあう機会提供が必要

子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するためには、生徒が乳幼児とふれあう機会を提供することが効果的です。

具体的施策

①-1 「肥後っ子の日」の推進

平成19年に制定した「熊本県子ども輝き条例」では、毎月15日を「肥後っ子の日」と定めています。子育てサークルが親子の交流の場を設けたり、事業所において子どもとふれあうために早めの帰宅を促進することなど、地域の様々な主体で「子どものためにできること」に取り組んでもらうことにより、地域の実状に応じた子育て支援を推進するとともに、「肥後っ子の日」の理解を深め、地域ぐるみで子どもの育ちを支える気運の醸成を図ります。

※「肥後っ子の日」

特にその日は、家族の団らんや地域で多世代交流に取り組むなど、地域においてそれぞれの立場で、“子どものためにできることを行う日”としています。

①-2 みんなで子育て啓発事業の推進

パパ手帳や子育て支援情報誌、ホームページ等により子育て支援に関する情報を提供するとともに、未婚者や子育て中の世代をはじめ県民全体に対し子育てに関するポジティブなメッセージを発するなどして、子育てを社会全体で支える気運の醸成を図ります。

①-3 「子育て応援の店・企業」の拡充

平成18年度から、店舗や企業等との連携の下に、子育て家庭を応援する企業等を「子育て応援団」として募集・登録しており、平成25年度末で2,773件の登録がなされています。県ではその活動を広くPRして支援する「くまもと子育て応援の店・企業推進事業」を実施し、子育てを地域ぐるみで支え合う意識の啓発と支援の輪を更に広げる取組みを行っています。

今後も、子育て当事者や子育て支援者の観点を取り入れながら、登録企業の拡大を図ります。

② 乳幼児とのふれあい体験の推進

幼児の発達と生活の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解をするため、生徒が幼稚園や保育所等を訪問し、乳幼児とふれあい体験活動を推進します。

数値目標

項目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
くまもと子育て応援の店・企業登録件数	2,773	3,200 (H27)	幸せ実感くまもと4カ年戦略の目標値

(2) 男女共同参画意識の醸成

現状・課題

① 男性の家庭生活への主体的な参画や男女共同参画社会の形成を進めるための継続的な啓発・意識醸成が必要

子どもを生み育てることや、家庭を築いていくことの意義を実感できるようにするためには、女性への仕事と家庭の両立支援にとどまらず、男性も家事・育児など家庭生活に主体的に参画していくことが重要です。

また、男女共同参画社会の形成を進めるために、様々な啓発活動を展開しています。これにより、男性は仕事、女性は家庭という性別によって役割を決める考え方（固定的な性別役割分担意識）に同感しない県民の割合は、平成15年の51.3%から、平成20年は64.4%、平成25年には68.9%と増加しています。

男女共同参画意識の醸成は、県民一人ひとりの意識によるところが大きいことから、引き続き、啓発・意識醸成への取組みを進めていく必要があります。

具体的施策

①-1 学校教育における男女共同参画意識づくりの推進

小・中・高校生が男女共同参画社会について正しく理解し、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく自分の生き方を選択する力を育むことができるように、教材の見直しや活用方法の検討を行い、学校教育における男女共同参画意識づくりを推進します。

①-2 市町村、地域レベルでの男女共同参画意識づくりの推進

各市町村及び男女共同参画推進員と連携して、地域課題及び施策推進上の課題等の認識共有を図り、地域に根ざした男女共同参画意識づくりを推進します。また、県内外における専門的研修を実施し、職場、家庭、地域などにおいて男女共同参画社会づくりを力強く進めることのできる地域リーダーを育成します。

数値目標

項目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
固定的な性別役割分担に同感しない県民の割合	68.9%	持続的に増加させる	一歩ずつ確実な男女共同参画意識づくりを推進していく

2 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援の充実

現状・課題

① 地域ぐるみでの子育て支援をしていくことが必要

ファミリー・サポート・センターや病児・病後児保育など仕事と子育ての両立を支援するための子育て支援サービスや、地域子育て支援拠点事業のように在宅で子育てをする家庭を支援する子育て支援サービスについては、次世代計画においても推進を図ってきており、市町村の実施箇所数は増加しています。

また、県内には 400 を超える子育てサークル等があり、それぞれの地域で子育てに関する悩みを語り合ったり、情報交換を行ったりしています。

しかし、在宅の子育て家庭を中心に、子育ての負担感や不安感が増大している中、引き続き、地域住民による主体的な子育て支援、民間団体、保育所、幼稚園や民生委員・児童委員等の関係者によるそれぞれの立場でできる子育て支援など、地域のニーズに対応したきめ細かな子育て支援サービスの提供を推進していくことが必要です。

② 地域住民が日常的にふれあえる場所づくりの推進が必要

地域の子育て力の強化を図り、また、日頃からの交流を通じた地域での支え合いの関係づくりなどのコミュニティ機能を持続・向上させていくためにも、地域住民が日常的にふれあえる場所づくりを推進していく必要があります。

③ 各種相談機関のスキルアップと認知度の向上が必要

地域における児童問題に関する相談・援助者として、主任児童委員の重要性は増しています。

また、子育ての悩みや非行、不登校など子どもに関する様々な問題に関する相談については、こども 110 番、すこやかダイヤル、すこやか子育て電話相談、肥後っ子テレホン等の電話相談窓口、子ども相談員や児童家庭支援センターなど、様々な機関でそれぞれに専門性を持った相談を実施しています。

このような相談機関のスキルアップと認知度の向上が、地域で安心して子育てできる環境のためには重要です。

具体的施策

①-1 地域における子育て支援サービスの充実の推進

ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点事業などの多様な子育て支援サービスや、それらの事業の連携を図り切れ目ない支援を実施するための利用者支援事業等について、事業の実施主体である市町村において、地域住民のニーズ等を踏まえた取組みが推進されるよう支援します。

※第1章第2節2「地域子ども・子育て支援事業の推進」（P33）を参照

①-2 認定こども園・幼稚園・保育所での子育て支援活動の推進

認定こども園は、認定こども園法¹で子育て支援事業を実施することが求められています。地域の子どもやその保護者が交流できる場所の開設、保護者が病気などのときの一時保育などを行っています。

幼稚園でも、子育て相談や子育て講演会、地域の子育て家庭への施設の開放等の子育て支援活動を実施しており、地域における子育て支援の重要な拠点の一つとしての役割を担っています。

保育所における保護者への支援は保育士の役割の一つであり、保育所保育指針²にも規定されています。保護者からの子どもの養育に関する相談に対する助言を行ったり、子どもとの関わり方を実際に見せることで、保護者へ保育の指導を行っています。また、地域での子育て支援についても、保育所の開放や子育て家庭の交流の場を提供するなど支援を行っています。

引き続き、保護者同士の交流の機会や子育て支援に関する情報を提供する等の子育て支援活動の充実を図ります。

①-3 様々な困難を抱える子ども・若者の支援ネットワークづくり

複雑・多様化する社会情勢の中で、不登校、非行、引きこもり、ニートなど、様々な困難を抱える子ども・若者の社会参加や自立をサポートするため、様々な支援機関が連携したネットワークづくりと相談支援体制の充実が必要です。

このため、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置した「熊本県子ども・若者支援地域協議会」を中心に関係機関のネットワークの強化に努めるとともに、困難を抱える子ども・若者への相談支援体制の充実を図ります。

¹ 【認定こども園法】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

² 【保育所保育指針】保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたものの

①-4 商店街の空き店舗を活用した子育て支援事業の支援

商店街組織や地域活動団体などが商店街の空き店舗を活用して実施する託児サービスや子育て中の親が相談・交流する場の運営、子どもの生活や学習をサポートする寺小屋の実施などの子育て支援事業を支援します。

①-5 子育てサークル等に関する情報の発信

子育て中の人の孤立感の解消や悩みなどの共有のため、子育てサークル・子育てNPOの活動内容や活動場所等に関する情報を適宜把握し、ホームページや各種イベント等を通して情報の提供を行うことにより、子育て仲間づくりを支援します。

②-1 「地域の縁がわ」の取組みの推進

子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も、誰もが気軽に集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわづくり」（居場所づくり）を推進します。

「地域の縁がわ」における高齢者や退職者等の力を活用した地域の子どもの学習支援や世代間交流の取組みなどを支援していきます。

②-2 「地域ふれあいホーム」の取組みの推進

地域の誰もが気軽に集い支え合う「地域の縁がわ」に、子どもなどの一時預かりを行う「日中支援」と、制度外の宿泊を受け入れる「夜間支援」を行う「地域ふれあいホーム」の普及を推進します。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公的サービスでは対応できない課題やニーズに対応できるよう支援していきます。

③-1 主任児童委員研修の充実

地域における児童問題に対する相談・援助活動において重要な役割を担う主任児童委員を対象として、相談援助に関する先駆的な取組みの紹介や、社会的養護の新たな方向性や制度についての研修を充実することにより、人材育成を図るとともに、その活動を支援します。

③-2 子育て相談窓口の周知の促進と相談員の資質向上

子ども・子育てや家庭教育に関する各種相談窓口が県民に更に周知されるよう、子育て支援情報誌「くまもと子育てなび」や県ホームページ等を使った広報に努めるとともに、各種研修会の開催等により相談員の資質の向上を図ります。

数値目標

項目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
地域の縁がわ箇所数 (登録数)	443	500 (H27)	歩いて行ける範囲(小学校区)に1箇所。H16の県内の小学校数を参考とした。

(2) 地域における教育力の向上

現状・課題

① 地域における教育力が低下している

子どもたちに必要な思考力、判断力、表現力や創造性、豊かな人間性や意欲等を育むためには、学校だけでなく、地域で様々な体験をしたり、様々な年齢の人とふれあったりすることが必要です。しかし、少子高齢化、情報化など、社会状況が変化する中、子どもの遊びの変化、地域行事の減少、地縁的なつながりの希薄化等により、体験活動等の機会が不足しています。

また、この状況は、大人が地域の子どもの顔も名前も知らないことや、子どもの言動への無関心をもたらし地域の教育力の低下につながっています。

これらの課題に対応するためには、地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、参画するとともに、子どもたちが、遊びや様々な体験活動の中で、主体性や豊かな人間性、社会性等を育むことのできる環境を整備することが必要です。

具体的施策

①-1 地域で子どもを育てる支援体制の整備

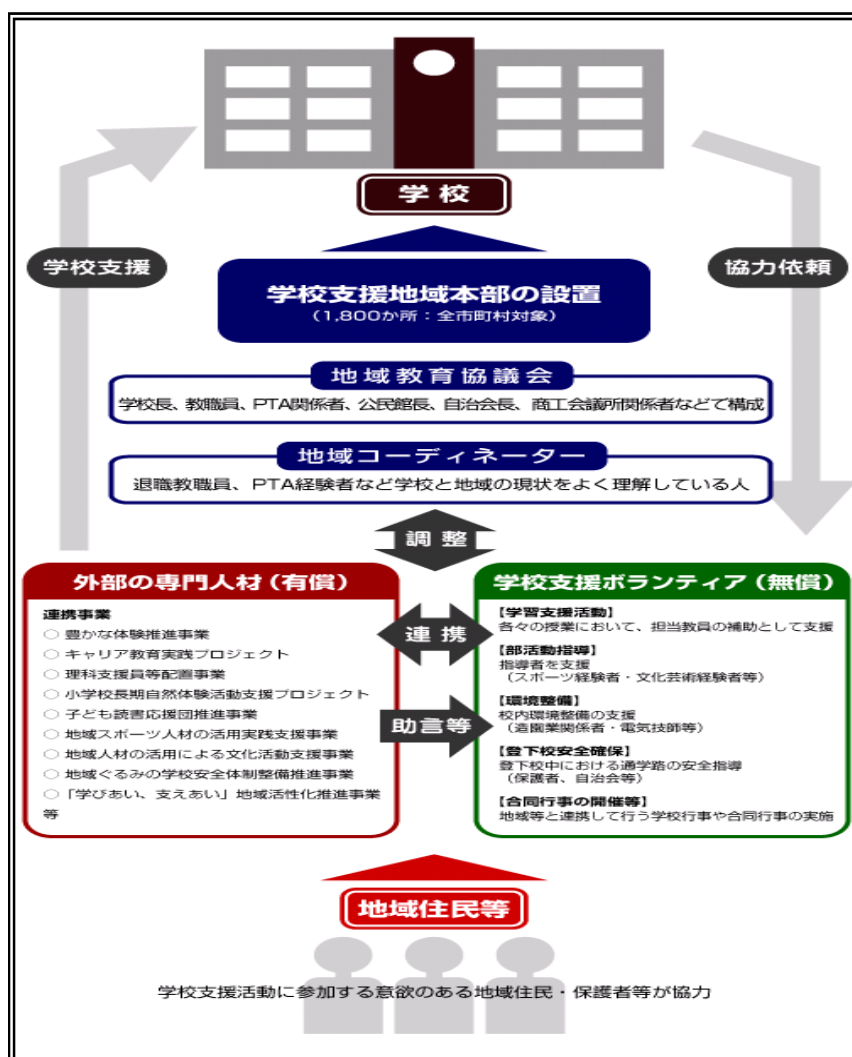
地域で子どもを育てる支援体制として、放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動場所(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室推進事業」を「放課後児童健全育成事業」と連携して実施しています。

平成25年度から、地域住民による学校支援活動の拡充のため、「地域の寺子屋推進事業」として、寺子屋プランナーによる市町村における学校支援活動の立ち上げ支援、大学生などからなるボランティアチームの派遣を行っています。

①-2 地域が学校を支える仕組みの構築

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図ります。

具体的には、県では、市町村が実施する学校支援地域本部への「地域教育コーディネーター」の配置や、学校の求めに応じた学校支援ボランティアの派遣などによる学校を支える仕組みづくりが円滑に運営されるよう事業費の助成や助言等の支援を行います。



数値目標

項目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
ボランティアチームの派遣者数	396	500	H25 年度未派遣市町村 (30 市町村) への派遣の増加

3 家庭の教育力の向上

現状・課題

① きめ細かな家庭教育の支援が必要

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。

基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、家庭で育まれるものです。

子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会その他の県民みなで子どもの育ちを支えてきました。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されています。また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっています。

このため、保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報の提供、家庭教育を支援する人材の養成、学校等・家庭・地域等の連携などにより、様々な家庭の実態に応じたきめ細かな家庭教育支援を行う必要があります。

具体的施策

①-1 「くまもと家庭教育支援条例」の普及啓発

家庭や地域の教育力の低下や教育基本法第10条（家庭教育）の規定、家庭教育の支援を総合的・継続的に推進する必要性などを背景に、全国初となる「くまもと家庭教育支援条例」が平成25年4月1日に施行されました。

この条例には、保護者、学校等、地域、事業者といった県民それぞれに期待される役割を規定するとともに、県の責務や家庭教育支援における基本的な施策を規定しています。

条例の啓発や条例に基づいた施策を推進することにより、県民みなが連携、協力して、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指します。

①-2 家庭教育に関する学習機会、内容の充実

子どもの発達段階に応じて、家庭で大切にすべきことを学ぶ参加体験型の「くまもと『親の学び』プログラム」を活用して、保護者の集まるPTA研

修会や就学时健康診断等、あらゆる機会をとらえ、県内全域で普及を行い、「親の学び」講座を実施します。

①-3 くまもと家庭教育 10 か条の周知、活用

子どもたちに、基本的な生活習慣、人に対する思いやり、善悪の判断など、基本的なルールやマナーを身に付けさせることは家庭教育の重要な役割です。

家庭教育の基本的な指針として作成した「くまもと家庭教育 10 か条」は、家庭で大切にしたい9つの条文と、「わが家の1か条」からできています。その周知と活用を図り、家庭教育の重要性の啓発を行います。

①-4 子どもの基本的な生活習慣育成の推進

社会の多様化や生活環境の夜型化などにより、成長期の子どもの生活習慣が乱れています。また、テレビやゲームをはじめ、携帯電話やスマートフォンなど、メディアの多様化により、昼夜の区別なく遊んでいる子どもが増えています。生活習慣の乱れは学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。

特に中高生においては、生活圏の拡大や行動の多様化等により、生活リズムが乱れやすい環境にあり、心身の不調につながり様々な問題行動等に発展する可能性も懸念されます。

このため、子どもの望ましい基本的な生活習慣の育成、定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」運動等の啓発・推進や「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を活用した家庭でのルールづくりなどを通して、保護者が子どもの基本的な生活習慣を育むことの重要性を理解し、日常生活において取り組むことができるよう、学習機会や情報の提供を行います。

①-5 「家庭の日」運動の定着

小・中学生がその保護者と共同で作成した「絵につき」・「フォトにつき」を募集する、「あったか家族コンクール」など、様々な事業を通じて、「家庭の日」（毎月第1日曜日）運動の定着を図ります。

※「家庭の日」

月に一度は家族団らんの日を持ち、家庭のすばらしさ、大切さについてあらためて考える機会とすることを目的としています。

数値目標

項目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
「親の学び」講座の講座数、参加者数	960 箇所 38,408 人	1,500 箇所 50,000 人	年間 100 箇所増、2,000 人増
夜 10 時までに就寝する子ども (3 歳から小 3) の割合	71.4%	77% (H30)	熊本県教育振興基本計画の目標値

くまもと家庭教育 10 か条

第1条 家族の信頼感
伝えよう
愛しているよのメッセージ

わたしは、家族にとって本当にかけがえない存在なのですね。

第2条 あいさつの習慣化
朝昼晩
元気にあいさつ 習慣に

わたしは、「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」のあいさつをすると、いきいき過ごせます。

第3条 善悪の区別
教えよう
事の善し悪し 躰から

わたしは、していいこと・してはいけないことをきちんと教わりたいのです。

第4条 感謝の心
「ありがとう」は
生きゆく心の 出発点

わたしは、みんなに感謝して生きています。

第5条 我慢する力
肥後っ子の
あすを支える がんばり力

わたしにとって、一つ一つの小さな我慢の積み重ねが生きていく糧になっています。

第6条 命の大切さ
自分の命 みんなの命
どれもが世界で1つだけ

わたしは、生まれてきてよかったです。みんなの命を大切にします。

第7条 食事・団らん
家族仲良く 食事・団らん
心と体に栄養を

わたしは、家族仲良く食事をしたり話をしたりする時間がとっても好きです。

第8条 体験の意義
体験で 得られる本物
知と心

わたしは、体験を通して気づいたのです。わかったのです。変わったのです。

第9条 地域全体での子育て
この子もあの子も
地域で子育て みんなの宝

わたしのことを、近所のおじさん、おばさん、おにいさん、おねえさん、みんなが見守ってくれているのですね。

第10条 わが家の1か条
あなたのご家庭で付け加えてください。



くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条

- 第1条** (守ろう！私たちの健全な暮らし)
「約束しよう！夜10時から朝6時は使わない」
- 第2条** (守ろう！私たちの安全・安心)
「設定しよう！フィルタリングは当たり前」
- 第3条** (守ろう！私たちの人権)
「尊重しよう！画面の向こうの相手のこと」
- 第4条** (守ろう！私たちのプライバシー)
「判断しよう！知らせていいこと悪いこと」
- 第5条** (私たちの1か条) ※それぞれの使い方に合わせてルールをつくる
「」

4 母子保健の充実

(1) 切れ目のない妊娠・出産・育児支援の充実（妊娠～出産期）

現状・課題

① 妊娠期を安心して過ごせるように早期の妊娠の届け出の啓発が必要

妊婦健康診査については、国から市町村への交付税措置により、14回分が公費負担となっています。11週以下の妊娠届出は、平成24年度は90.2%であり、平成26年度の目標66.2%（平成19年度国の平均値）を達成しましたが、100%を目指して更に啓発していく必要があります。

また、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦（特定妊婦）等について、出産前から支援が必要です。

② 極低出生体重児の出生割合は増加傾向

低出生体重児（2,500g未満）の出生割合は増加傾向です。極低出生体重児（1,500g未満）の出生割合についても増加傾向で、平成25年は9.5%と国の平均（7.7%）を上回っています。

極低出生体重児等の出生を予防するために、妊娠中の早産予防のための啓発や管理が必要です。また、極低出生体重児で生まれた場合には長期的な支援が必要となり、医療機関と地域の母子保健関係者等により、子どもや保護者への保健・医療・福祉の包括的支援が必要です。

③ 女性特有の悩みに対する相談体制の充実が必要

思いがけない妊娠に関する相談など女性特有の悩みに対応するため、熊本県女性相談センターで、専門相談員が相談に応じています。相談内容も多様化、複雑化しており、引き続き相談体制の充実が必要です。

④ 産後うつ病等精神面に問題を抱える母親への適切な支援が必要

核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景に、出産や育児等に関する情報交換や相談の機会が減少し、母親の育児に対する不安感やイライラ感が増えています。そうした母親の中には、産後うつ病など精神面に問題を抱える場合もあることから、産前産後及び育児期等についてきめ細かな支援が必要です。

⑤ 不妊に悩む夫婦は年々増加傾向

近年、晩婚化により、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受ける方

が増加しています。一方で、一般的には年齢が高くなるほど妊娠・出産に伴うリスクは高まり、出産に至る確率は低くなるのが医学的に明らかになっています。このため、卵子の老化や年齢による妊孕性（にんようせい：妊娠しやすさ）の低下等について、理解を深める必要があります。

特定不妊治療費助成の申請数も年々増加していますが、子どもを望む夫婦の不妊については、周囲からの理解が得られない等身体的・精神的苦痛、経済的負担など様々な問題があり、個々の状況に応じた専門的な支援が必要です。

具体的施策

① 妊婦健康診査についての啓発

早期の妊娠届出と妊婦健康診査の必要性について、市町村と協力し、広報媒体（ホームページ、チラシ等）を活用して周知していきます。

また、妊婦が安心して出産できるよう、市町村を中心に、関係機関が連携し、出産前から支援が受けられるよう、働きかけます。

② 早産予防対策の充実と極低出生体重児の支援体制の充実

妊婦が、妊娠・出産に関する適切な知識や情報を得ることができるよう、県ホームページ等により妊婦健康診査の必要性やマタニティマークの普及等、積極的な情報提供を行います。

また、本県で割合が高い極低出生体重児については、熊本型早産予防対策事業³の検証結果を踏まえ、妊婦の感染症や喫煙による早産について啓発を行う等、妊娠中の健康管理の充実を推進します。

さらに、早産や合併症等の心配のあるハイリスク妊婦が、安心して出産できるとともに、極低出生体重児が健やかに成長発達できるように、医療機関や市町村と連携した支援体制の構築を図ります。

③ 女性のケア事業の推進

妊娠や出産に伴う女性の心身の悩みについて、熊本県女性相談センターで「妊娠とこころの相談」事業により、様々な電話相談や面接相談に対応して

³【熊本型早産予防対策事業】産科、歯科、行政が連携し、絨毛膜羊膜炎*や歯周病等の感染症に着目した対策を行い、早産予防の効果検証を行うもの

*【絨毛膜羊膜炎（じゅうもうまくようまくえん）】胎児付属物である絨毛膜あるいは羊膜に感染が及んだ状態

いるところです。広報等を活用して、相談事業の周知を図るとともに、妊娠や思春期等のからだやこころの悩みなど、様々な悩みに応じることができるよう相談員へ専門研修等を実施する等相談事業の充実を図ります。

④ 母親のこころのケアの推進

妊娠期の体調の変化や出産後の育児不安等に対して、母親学級（両親学級）や育児学級等の充実のための支援を行い、不安の軽減を図ります。

また、産後うつ病等の早期発見と支援に向けて、産科医療機関や市町村等の関係機関が連携し、支援体制の充実を図ります。

さらに、特定妊婦や妊娠高血圧症候群等ハイリスク妊婦のほか、生活基盤が弱いと思われる妊婦等に対して、市町村において関係部署や機関が連携して支援していく体制づくりを働きかけます。

⑤-1 不妊専門相談センター事業の充実

不妊に悩む人が気軽に相談でき、不妊に対する様々な疑問や不安の軽減が図られるように、熊本県女性相談センターにおいて、様々な悩みに相談対応しています。さらに相談窓口の周知のための啓発事業のPRを行い、個々の悩みに応じた相談対応を行います。

⑤-2 不妊治療費助成事業の実施

医療保険が適用されず、高額の治療費が必要とされる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）について、費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、将来子どもを望む方へ妊孕性や妊娠・出産に関する正しい情報を提供します。

数値目標

項目	現状（H25）	目標値（H31）	目標設定の考え方
妊娠満11週以下の妊娠届出率	90.6%	増加	国「健やか親子21」の参考指標
極低出生体重児出生率	9.5%	減少	国「健やか親子21」の参考指標 第6次熊本県保健医療計画
妊娠中の喫煙率	3.9%	0%	国「健やか親子21」の目標値

(2) 切れ目のない妊娠・出産・育児支援の充実（育児期）

現状・課題

① 母子保健従事者の資質向上及び地域の課題への適切な対応が必要

出産年齢の高齢化、不妊に悩む夫婦の増加、10代の人工妊娠中絶の増加、育児中の母子の孤立化、メディアを利用した様々な育児情報など現代の社会状況の変化により、母子保健も多様化しています。また、支援のニーズも複雑化しており、医療や福祉と連携した対応も求められています。市町村単独では解決できない広域的な取組みが存在するため、母子保健に従事する関係者が資質の向上を図るとともに地域の課題を適切に捉えて対応していく必要があります。

② 乳幼児の事故防止に関する学習機会や情報の提供が必要

平成24年の本県の0～4歳における「不慮の事故」による死亡人数は4人であり、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）の死因分類表（中間分類）に基づく死因の中で、最も高くなっています。

このことから、乳幼児を持つ保護者に対して、これまで以上に事故防止についての学習の機会や情報の提供が必要です。

③ 慢性疾病を有する子どもや家族等への支援が必要

小児慢性特定疾患治療研究事業は、平成27年1月1日から児童福祉法の医療費助成の対象疾患の増加などの改正が行われました。今後、指定医療機関と行政との連携を更に緊密にし、対象となる子どもに対する適切な医療の提供や相談体制の充実及び自立支援の強化が求められています。

また、長期にわたり療養を必要とする子ども等については、安心した療養生活が過ごせるよう関係機関の連携した支援が必要です。

④ 育てにくさを感じる保護者に寄り添う支援が必要

親が感じる育てにくさの要因として、子どもの心身状態や発達・発育の偏り、親の育児経験不足、養育環境の問題等多岐にわたっており、核家族化等により、孤立して悩む保護者は少なくありません。保護者に寄り添った丁寧な育児支援が求められています。

具体的施策

①-1 各圏域における母子保健連絡会議等の開催

母子保健に従事する関係者が資質の向上を図るとともに、地域の課題について検討し、きめ細かな母子保健の向上を推進するため、各圏域（保健所）等において母子保健連絡会議や研修会を開催します。

①-2 乳幼児健診の充実に向けた市町村への支援

市町村の乳幼児健診において、運動面等の問題を抱える子どもに対して相談対応する熊本県こども総合療育センターのスタッフを各圏域に派遣し、専門的立場から助言し、相談対応の充実を図ります。

また、発達障がい児の早期発見と支援ができるように、保護者支援のためのガイドブック等を作成し、それらを活用した研修会の開催により、早期発見・支援ができるよう関係者のスキルアップとともに、支援の連携体制の拡充を市町村に働きかけます。

② 様々な機会を通じた乳幼児の事故防止の啓発

乳幼児健診や育児学級など様々な機会を通して、保護者へ乳幼児の事故を防ぐための知識の普及や事故が起きたときの対応等について啓発に努めるとともに、市町村に乳幼児の事故防止について情報提供を行います。

③ 慢性疾病を有する子どもへの医療費助成及び関係機関の連携による支援

小児慢性特定疾病を有する子どもは治療が長期にわたり医療費が高額になることから、医療費の自己負担の一部を助成し負担軽減を図るとともに、長期療養している児童の自立や成長支援、仲間づくり等により、保護者の不安軽減を図ります。

また、NICU入院の重症心身障がい児⁴ について、NICU医療機関と行政とが連携を密にし、安心して地域への移行ができるように支援します。さらに、地域で安心して療養生活が過ごせるように、保健や医療、福祉等の関係機関が連携して支援する体制づくりに努めます。

④ 育てにくさを感じる保護者に寄り添う支援の充実

育てにくさに悩む保護者は、核家族化や地域コミュニティの希薄化等を背景に、孤立化する可能性があります。また、発達障がいの特性を有する場合

⁴ 【重症心身障がい児】重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児をいいます。（児童福祉法第43条の4及び63条の3）

もあり、子育て中の保護者に対し、保健師や保育所、幼稚園、子育て支援機関等が、保護者の悩みに寄り添った丁寧な育児支援ができるよう平成24年度から26年度に作成した保健師や保育士・幼稚園教諭向けの冊子を活用した研修等を開催し支援の充実を図ります。

また、市町村において、支援が必要と思われる子どもの保護者にどう関わるか等について関係者が話し合う場を設ける等、必要と思われるきめ細かな取組み等ができるよう働きかけます。

数値目標

項目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
家庭内における不慮の事故による死亡数 (0～4歳)	4人	0人	国「健やか親子21」の参考指標

(3) 思春期保健の充実

現状・課題

① 10代の人工妊娠中絶実施率は増加傾向

本県における10代の人工妊娠中絶実施率は、平成14年以降減少していましたが、平成21年度以降再度増加傾向(H21:7.3%、H25:8.0%)にあり、全国平均(H21:7.1%、H25:6.6%)も上回っています。このため、10代からの思春期保健対策の充実が求められています。

具体的施策

① 関係機関の連携による思春期保健対策の推進

中・高校生の自己尊厳感を高め、性の正しい知識を普及するため、各保健所を拠点に学校との連携を図りながら、ピア(仲間)教育などの手法も取り入れながら健康教育を推進します。

各保健所を拠点とした学校との連携による出前講座や産婦人科医の支援を得ての講演会等を実施し、学校における性教育を推進します。

また、性に悩む思春期の若者が気軽に相談できるよう、学校と連携して相談機関の周知啓発を図ります。

数値目標

項 目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
10代の人工妊娠中絶実施率	8.0%	減少	国「健やか親子21」の目標
10代の性感染症患者数	161人	減少	国「健やか親子21」の目標 (熊本県感染症定点報告)
小・中・高校生に対する性と生にまつわる健康教育の開催回数	41回	増加	開催回数を増加させていく

5 仕事と生活の調和の推進

現状・課題

① 仕事と生活の調和を図ることが必要

・妊娠・出産・子育てしながら働き続ける職場環境整備の推進が必要

内閣府の「平成 26 年版少子化社会対策白書」によると、全国的には、出産前に仕事をしていた女性のうち約 5 割が出産を機に退職しており、そのうち約 4 分の 1 の女性が「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しい」という理由で仕事を辞めています。このことから、出産・子育てに伴う女性の就労継続は依然として厳しいことがうかがえます。

女性が就業を継続するためには、育児休業取得促進に加えて、男性も含めた柔軟な働き方ができる就業環境づくりが欠かせません。このため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の周知・徹底等により、妊娠・出産・子育てしながら働き続ける職場環境整備を推進する必要があります。

・多様な働き方の普及のため、企業への意識啓発が必要

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年度）によると、「仕事と家庭生活をともに優先している」と回答した男性の割合は約 19%にとどまっています。一方で、「家庭生活を優先している」女性が約 45%に上っているところをみると、依然として女性の家事関連時間が大きいことがうかがえます。

男女がともに仕事と家庭生活を優先できるようにするためには、個々のライフスタイルやライフステージに合わせた多様な働き方（短時間勤務やフレックスタイム、テレワーク等）を普及させ、一般企業への意識啓発や導入の働きかけを更に徹底することが必要です。

・男女がともに能力を発揮できる環境整備が必要

「平成 25 年度熊本県労働条件等実態調査」によると、本県の民間企業における管理職（係長以上）に占める女性の割合は 23%から 24%の間を推移（H24 年度：24.6%、H25 年度：23.5%）しており、長期的には上昇傾向にはあるものの、依然として低い水準にとどまっています。男女がともにいきいきと働き続けられる社会をつくるために、女性の能力が十分に開発・発揮される機会を提供し、積極的に管理職へ登用するなど女性の活躍を推進するとともに、企業への更なる意識啓発に取り組む必要があります。

② 医療従事者の勤務形態に対応可能な医療機関内の保育施設が必要

医療従事者は職業柄、夜勤や休日出勤、急患対応による予想外の時間外労働（残業）の発生等があることから、地域の認可保育所ではニーズに完全に対応できない場合があります。このため、医師・看護職員等の医療従事者が不足している状況において、子どもを持つ医師・看護職員の特殊な勤務形態に対応可能な、勤務する医療機関内の保育施設が必要です。（平成26年4月現在で48施設）

具体的施策

①-1 企業等を対象としたセミナー等の開催

関係機関と連携して、企業の人事労務担当者・労働者等を対象としたセミナーや講習会を開催します。また、「くまもと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）サイト」において、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の事例紹介等の情報提供を行います。

①-2 一般事業主行動計画の策定への取組みの促進

仕事と家庭の両立支援など働きやすい職場環境づくりに取り組もうとしている中小企業へ、専門的な知識を有するアドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、一般事業主行動計画策定の取組みなどに対する支援を行います。

①-3 事業者等における男女共同参画の促進

男女共同参画の推進に取り組む事業者の表彰を行い、企業等の取組事例の紹介を行うとともに、企業等が実施する男女共同参画推進に関する研修へのアドバイザー派遣等、事業者等における男女共同参画を促進します。

①-4 仕事と家庭の両立支援に関する企業への支援

専門アドバイザーの派遣や融資制度等により、仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を支援するとともに、企業向け啓発セミナーを開催して県内企業への意識啓発を進めます。

①-5 再就職へのチャレンジ支援

「しごと相談・支援センター（愛称：くまジョブ）」において、出産や育児を理由に離職し、再就職を希望している女性や、子育て中の女性等を対象に、キャリアコンサルティングや技術講習会、仕事と子育ての両立を支援するためのセミナー等を実施し、就業促進を図ります。

①-6 保育サービス等の両立支援サービスの充実

市町村計画に基づいて、保育所入所待機児童の解消に取り組むとともに、一時預かりや、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の仕事と子育ての両立を支援する各種サービスについて、事業の実施主体である市町村において地域住民のニーズ等を踏まえた取組みが推進されるよう支援します。

② 病院内保育所の設置の促進

子どもを持つ医療従事者の勤務環境の整備により、就労継続支援と潜在医療従事者の再就職の促進を図るため、病院内保育所を設置している医療機関に対し、施設整備や運営費の補助を行うなど設置を促進します。

数値目標

項目	現状 (H25)	目標値 (H31)	目標設定の考え方
育児休業の取得率 (男性)	2.2%	12.0%	国は「WLB 推進のための行動指針」にて、指針策定時 (H22 で 1.23%) から 10 年後の 2020 年 (H32) の目標値を 13% としている。よって、国の目標に合わせ、目標達成に必要な今後の上昇値の平均 (1.2%) を上乗せし、H31 の目標値を 12 % に設定。 女性の育休取得率 (H25:94.5%)
民間企業における 管理職 (係長以上) に 占める女性の割合	23.5%	30.0%	H21~H25 の過去 5 年間の伸び率の平均 (毎年約 1% の増加) に沿って、現状の 23.5% から年 1% ずつの増加を目標とし、H31 の目標値を 30.0% に設定。
ワーク・ライフ・ バランスの認知度	42.2%	70.0%	次世代育成支援行動計画 (後期計画) では 70% を数値目標としており、引き続き事業所や労働者への認知度向上に努め、H31 で 70% を達成することを目標とする。

6 総合的な放課後児童対策の推進

現状・課題

① 「放課後子ども総合プラン」の推進が必要

平成 26 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本指針 2014 について」（骨太の方針）では、女性が輝く社会を目指すために、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していくことが謳われています。

女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するには、安全で安心して子どもを預けることができる環境の整備等が求められており、子どもが小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小 1 の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省の共同で「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

このプランでは、すべての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学校施設を徹底活用することや、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携等を進めることが必要とされています。

② 放課後児童クラブの拡充と質の向上が求められている

放課後児童クラブのニーズの高まりや対象児童の拡大により、今後は更に放課後児童クラブの受け皿の整備や適正規模への分割の推進が求められています。

また、放課後児童クラブの質の向上を図るため、放課後児童支援員の確保と資質の向上が必要になってきます。

具体的施策

①－１ 従事者・参画者の研修等

教育委員会と連携のうえ、放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）・放課後子供教室の参画者（コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等）の資質向上を図るため、合同の研修を開催します。

①－２ 教育委員会との連携の促進

教育委員会と連携のうえ、放課後対策の総合的なあり方について検討するために推進委員会を設置し、市町村において円滑な取組促進が図られるよう働きかけていきます。

②－１ 放課後児童クラブ施設整備事業の実施

増加が見込まれる利用児童数に対応するために、学校の余裕教室の活用や施設整備（創設、改築、大規模改修等）を進め、児童が良好な環境で過ごすことができるよう取り組みます。

②－２ 放課後児童健全育成事業の実施

開所時間の延長、土曜日や長期休暇期間中の開設、障がい児の受入体制の充実など、保護者や対象児童のニーズに対応した取組みが図られるよう市町村が実施する事業を支援します。

③－３ 放課後児童支援員の認定資格研修の実施

国の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に基づき、放課後児童支援員に対して、「認定資格研修」を実施します。